



町のうごき

人口 男 4,368 人

女 4,494 人

計 8,862 人

世帯数 1,977 世帯

出生 7 人

死亡 6 人

転入 45 人

転出 46 人

54. 5. 1 現在

簡易保険の融資で、度会中学校体育館完成

統合中学校の仕上げの事業として、昨年8月から工事が進められてきました度会中学校体育館が、簡易生命保険の融資をうけて去る3月完成し、3月8日盛大に竣工式が行われました。

午前10時から始まつた式には、国、県議会議員をはじめ県教委関係者や度会郡各町村長、地元町議会議員、教育関係者、各種団体長、工事関係者ら約150名が参集し、新築された施設の完成を祝い、午後からは、記念行事の東京女子体育大学新体操チームによる演技も繰り広げられ、完成に花を添えました。

新設の体育館は、鉄筋コンクリート、鉄骨造2階建、建築面積1,508m²で、管理室、体育室、用具室、放送室、更衣室、卓球室などを備え、バレーボールコート、バドミントンコート、鉄棒など設けられています。

設計監理を、津市の日新設計株が、工事は、伊勢市の吉川建設株が施工し、総事業費約1億7000万円で完成しました。

昭和
54年度

一般会計予算など28議案を可決



架設がまたれる田口大橋

「環境衛生課」を「環境施設」
正する条例

近年事業及び事務量等が増
加傾向にあることと事務の能
率化と職員の資質の向上及び
住民サービスにとどめるため、
四月一日から機構改革を行い、
「住民課」を「町民課」に、
七万円に、対象児童生徒の加
害を受けそのため死亡し又は

「環境衛生課」を「環境施設」
一部を改正する条例

四月一日から学校医及び
校歯科医に支給する手当の基
本年額（一校）を六万円から

八万円に、対象児童生徒の加
害を受けそのため死亡し又は

◆度会町課制条例の一部を改
正する条例

昭和五十四年度の固定資產
税に限り、第一期の納期「四
月一日から同月三十日まで」
を「五月一日から同月三十一
日まで」と定めたもの。

◆度会町医師手当支給条例の
一部を改正する条例

（一）昭和五十三年度、度会町簡
易水道事業特別会計補正予
算（第三号）＝昭和五十四
年度度会町中部簡易水道新
設事業の設計委託を債務負
担行為として定めたもの。

◆可決された議案

度会町固定資産税の納期の特例に
関する条例

運営管理をはかるため基金を設置し、必要な事項を定めたもの。

（二）昭和五十五年三月
三十一日まで、限度額＝四
百三十三万四千円

- ▼田口大橋整備事業
二億一千万円
- ▼町道川上線改良舗装事業
一千六百八十七万円
- ▼注連指幕地整備事業
一千九十万円
- ▼住宅新築資金等貸付事業
一千四百八十万九千円
- ▼農林漁業用揮発油税財源身
六千万円
- ▼替農道整備事業
一千五百万円
- ▼公団造林植栽事業
六百八十七万六千円
- ▼中央公民館建設事業
一億四千七百八十万円
- ▼中部簡易水道施設整備事業
二億九十八万二千円
- ▼南部簡易水道施設整備事業
八千三百七十五万三千円

本年度の主な事業

課に、「土木課」を「建設
課」に改めたもの。

算額を百十円から百円に改め
たもの。

廃疾となった場合、労働の程
度により賞じゅつ金を支給す
ることを定めたもの。

昭和五十四年第一回定期町議会は、去る三月九日招集され、二十四日までの十六日間を会期として行われました。町長から提案された二十八議案（予算関係九議案、条例関係十六議案、その他三議案）について、関係議案を各常任委員会に付託して審議し、委員長報告のあと、細谷、玉串、西井、御村、南、中廣の各議員から一般質問があり、慎重審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。なお、議員提案の「専決処分事項の指定について」も議決されました。

中央公民館の建設や
林業構造改善事業を実施

◆度会町事務費補助に関する
条例の一部を改正する条例

四月一日から補助限度額を
二百六十万円に改めたもの。

度会町委員会の委員等の報
酬および費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例

度会町保育所条例の一部を
改正する条例

棚橋保育所の新築に伴い、
位置を棚橋二四八番地に定め
たもの。

度会町健康づくり推進協
議会設置条例

度会町国民健康保険給付費
支払準備基金条例

国保財政の保険給付の円滑
化をはかるため基金を設置し、
町民の健康づくりの推進を
はかるため協議会を設置し、
必要な事項を定めたもの。

度会町簡易水道事業基金設
置、管理及び処分に関する条
例

度会町生活改善センター設
置条例の一部を改正する条例

度会町簡易水道事業基金設
置、管理及び処分に関する条
例

度会町消防団員の定員、任
免、服務等に関する条例の一
部を改正する条例

運営管理をはかるため基金を
設置し、必要な事項を定めた
もの。

度会町消防団員に対する賞
酬を若干引上げたもの。

度会町消防団員に対する賞
酬を若干引上げたもの。

度会町消防団員に対する賞
酬を若干引上げたもの。

度会町消防団員に対する賞
酬を若干引上げたもの。

般会計補正予算（第六号）
 ◆ 岁入歳出予算の総額に変更なく、消防費の歳出予算額の更正をしたもの。
 ◆ 昭和五十四年度、度会町一歳入歳出予算の総額を、そぞれ十三億八千八百六十九万九千円と定めました。

◆ 昭和五十四年度、度会町国民健康保険特別会計予算歳入歳出予算の総額を、そぞれ二億一千七百二十九万四千円と定めました。

◆ 昭和五十四年度、度会町簡易水道事業特別会計予算歳入歳出予算の総額を、そぞれ一千五百八十万一千円と定めました。

◆ 昭和五十四年度、度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算歳入歳出予算の総額を、そぞれ一千五百八十九万六千円と定めました。

◆ 度会町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例（第四号）歳入歳出予算補正額百十五万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、六千七百三十万円と定めました。

◆ 昭和五十三年度、度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算歳入歳出予算補正額百十五万円と定めました。

◆ 小川郷小学校と一之瀬小学校の運動場に夜間照明施設を設置するため、開放する施設に加えるとともに、使用料を定めたもの。

○ 使用料（二時間単位）

アマチュアスポーツに登間＝無料夜間＝五百円
 文化関係事業に登間＝無料夜間＝五百円
 用する場合
 その他の場合 登間＝一千円夜間＝一千円
 ◆ 度会町民体育館の設置及び管理に関する条例
 度会中学校体育館の新築に伴い、旧体育館を町民体育館に転用するため、設置及び管理について必要な事項を定めたもの。

◆ 度会町農業共済条例の一部を改正する条例
 園芸施設共済事業を実施できるよう条文整備をしたもの。

◆ 度会町農業共済条例の一部を改正する条例
 費について、共済加入者に賦課する事務費の総額及び賦課農業共済事業に要する事務費に一部変更を生じたため、議会の議決を求めたもの。

◆ 農業共済事業事務費の賦課の一部変更について
 町道川上線改良舗装事業での一部変更につけたもの。

◆ 昭和五十三年度度会町一般会計補正予算（第七号）
 岁入歳出予算補正額五千百四十万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、十六億二千六百二十二万四千円と定めました。

◆ 昭和五十三年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）
 岁入歳出予算補正額三千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、二億一千四百十萬八千円と定めました。

◆ 昭和五十三年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）
 一頭当り＝五十円
 牛（乳牛を除く）一頭当り＝百六十円
 種豚一頭当り＝八十円
 肉豚

※ 専決処分事項の指定について（議員提出議案）

町議会の議決を経て締結した橋梁整備事業田口橋上部工事について、変更契約を町長が専決処分することができる範囲を定めたもの。（契約金額の五パーセント以内の変更）

アマチュアスポーツに登間＝無料夜間＝五百円
 文化関係事業に登間＝無料夜間＝五百円
 用する場合
 その他の場合 登間＝一千円夜間＝一千円
 ◆ 度会町民体育館の設置及び管理に関する条例
 度会中学校体育館の新築に伴い、旧体育館を町民体育館に転用するため、設置及び管理について必要な事項を定めたもの。

◆ 度会町農業共済条例の一部を改正する条例
 園芸施設共済事業を実施できるよう条文整備をしたもの。

◆ 度会町農業共済条例の一部を改正する条例
 費について、共済加入者に賦課する事務費の総額及び賦課農業共済事業に要する事務費に一部変更を生じたため、議会の議決を求めたもの。

◆ 農業共済事業事務費の賦課の一部変更について
 町道川上線改良舗装事業での一部変更につけたもの。

◆ 昭和五十三年度度会町一般会計補正予算（第七号）
 岁入歳出予算補正額五千百四十万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、十六億二千六百二十二万四千円と定めました。

◆ 昭和五十三年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）
 岁入歳出予算補正額三千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、二億一千四百十萬八千円と定めました。

◆ 昭和五十三年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）
 一頭当り＝五十円
 牛（乳牛を除く）一頭当り＝百六十円
 種豚一頭当り＝八十円
 肉豚

※ 専決処分事項の指定について（議員提出議案）

町議会の議決を経て締結した橋梁整備事業田口橋上部工事について、変更契約を町長が専決処分することができる範囲を定めたもの。（契約金額の五パーセント以内の変更）

簡易水道事業特別会計予算（歳入）

款	予算額	構成比
分担金及び負担金	27,593	8.2
使用料及び手数料	19,244	5.7
国庫支出金	108,296	32.1
県支出金	1,925	0.6
繰入金	28,677	8.5
繰越金	176	—
町債	151,300	44.9
歳入合計	337,211	100

(歳出)

款	予算額	構成比
衛生費	323,253	95.9
公債費	13,958	4.1
歳出合計	337,211	100

国民健康保険特別会計予算（歳入）

款	予算額	構成比
国民健康保険税	82,417	37.9
使用料及び手数料	2	—
国庫支出金	116,911	53.8
繰入金	2,500	1.2
繰越金	15,000	6.9
諸収入	464	0.2
歳入合計	217,294	100

(歳出)

款	予算額	構成比
総務費	10,176	4.7
保険給付費	206,541	95.1
公債費	70	—
諸支出金	7	—
予備費	500	0.2
歳出合計	217,294	100

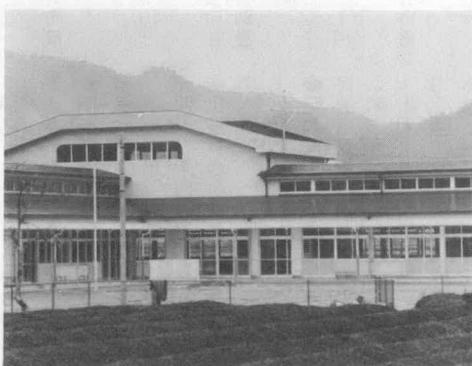
一般会計予算

(歳入)

款	予算額	構成比	款	予算額	構成比
議会費	33,492	2.4	町税	155,241	11.2
総務費	145,069	10.5	地方譲与税	12,880	0.9
民生費	201,410	14.5	自動車取得税交付金	14,000	1.0
衛生費	48,636	3.5	地方交付税	586,400	42.2
農林水産業費	125,490	9.0	分担金及び負担金	32,471	2.3
商工費	1,433	0.1	使用料及び手数料	3,871	0.3
土木費	336,972	24.3	国庫支出金	250,018	18.0
消防費	54,058	3.9	県支出金	68,733	5.0
教育費	270,237	19.5	財産収入	1,821	0.1
公債費	126,945	9.1	繰入金	34,700	2.5
諸支出金	34,957	2.5	繰越金	1	—
予備費	10,000	0.7	諸収入	18,063	1.3
			町債	210,500	15.2
歳出合計	1,388,699	100	歳入合計	1,388,699	100

「年金積立金」の還元融資で

棚橋保育所など完成



—棚橋保育所—

昨年九月から工事が順調に進められてきました棚橋保育所と注連指集会所の両新築工事が、去る三月完成しました。

棚橋保育所は、旧施設が老朽化していることや、保育園児の増加傾向から将来に備え新築されたものでこの施設は、敷地面積四千四百四十七・八九平方メートル、鉄骨造平家建、建築面積八百五十六・九七平方メートル、器具置場三十八・八八平方メートル、保育室、遊戯室、乳児保育室、医务室、給食室などを備え、総事業費九千七百三十九万一千円で完成しました。

設計は、津市の大吉組工業有限会社が、



—注連指集会所—

工事は、伊勢市の大吉組工業有限会社が施工しました。また、注連指集会所は、地域のみなさんの冠婚葬祭や研修など各種集会を通じて、生活文化の向上をはかることから建築されたもので、木造平家建、建築面積十九・三七平方メートル、和室、炊事室などを備え、総事業費一千六万八千円で完成しました。

設計は、津市の谷本建築設計事務所が、工事は、本町川口の堀之内正幸氏が施工しました。

昨年十月から麻加江地内に建設が進められてきました麻加江生活改善センターが、去る三月完成し、四月一日からオーブンしました。この施設は、国の山村振興事業の一環として、農林家の生活改善の講習や研修、各種集会を通じて、町民の文化および教養の向上をはかるために建られたもので、昨年三月完成した中之郷生活改善センターについて、二つの施設です。

センターは、鉄骨造アスファルトシングル葺平家建、建築面積一九七・六四平方メートルで、集会室、保健相談室、調理実習室、娯楽室などを備え、総事業費二千五百万円で完成しました。

設計及び監理は、第一設計



オープンした麻加江生活改善センター

昭和五十四年第一回臨時町議会は、五月八日招集され会期一日として行われました。提出された次の四議案を慎重審議した結果、いずれも原案どおり可決されました。

第一回臨時町議会

可決された議案

◆助役の選任につき同意を求めるについて

六月五日任期満了の助役に

中川省三氏（五ヶ町）を選任することに同意したもの。

◆収入役の選任につき同意を求めるについて

六月五日任期満了の収入役に

中川省三氏（五ヶ町）を選任することに同意したもの。

◆専決処分の承認を求めるについて

六月五日任期満了の収入役に

中川省三氏（五ヶ町）を選任することに同意したもの。

◆専決処分の承認を求めるについて

六月五日任期満了の収入役に

中川省三氏（五ヶ町）を選任することに同意したもの。

六月五日任期満了の収入役に亀田栄一氏（麻加江）を選任することに同意したもの。

◆専決処分の承認を求めるについて

六月五日任期満了の収入役に

中川省三氏（五ヶ町）を選任することに同意したもの。

◆専決処分の承認を求めるについて

六月五日任期満了の収入役に

中川省三氏（五ヶ町）を選任することに同意したもの。

◆専決処分の承認を求めるについて

六月五日任期満了の収入役に

中川省三氏（五ヶ町）を選任することに同意したもの。

〔〕度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(一)、(二)の条例は、地方税法の一部を改正され、三月三十一日に公布されたこと

に伴い、町税及び国保税条例の一部を改めたもの。

〔〕昭和五十三年度、度会町一般会計補正予算(第八号)

〔〕度会町税条例の一部を改正する条例

六月五日任期満了の収入役に亀田栄一氏（麻加江）を選任することに同意したもの。

〔〕度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

麻加江生活改善センター

センターが完成

株式会社、工事は有限会社世古林業が施工しました。

※この施設を使用される方は、

使用日の三日前までに町へ許可申請書を出してください。

くわしくは、町産業課へお問い合わせください。

4月1日オープン



—年金積立金還元融資で完成の伝染病隔離病舎—

山田赤十字病院内に建設が進められてきました伊勢度会伝染病隔離病舎が、去る三月完成し、四月一日から業務を開始いたしました。

今まで、伊勢市立伊勢総合病院、玉城町立玉城病院、山田赤十字病院内にそれぞれ

あります。また、周辺四町村を含む伝染病隔離体制の整備充実をはかることから、一市五か町村（伊勢市、二見町、小俣町、玉城町、度会町、御薗村）で組織している伊勢度会環境衛生組合の広域行政事業として建設が進められてきたもので

完成した施設は、「年金積立金還元融資」を受けて建られ、鉄筋コンクリート造、一部二階建、病舎面積四七八・一三平方メートル（二階二三九・七七平方メートル二階一七四・二二平方メートル、渡り廊下六四・一五平方メートル）、病床数一五床（一階六床、二階九床）を有し、建設費七千四百二十九万円で完成しました。

なお、病舎の運営管理は、山田赤十字病院に委託されま

伊勢・度会伝染病

隔離病舎が完成

昭和五十三年度事業として山田赤十字病院内に建設が進められてきました伊勢度会伝染病隔離病舎が、去る三月完成し、四月一日から業務を開始いたしました。

今まで、伊勢市立伊勢総合病院、玉城町立玉城病院、山田赤十字病院内にそれぞれ

あります。また、周辺四町村を含む伝染病隔離体制の整備充実をはかることから、一市五か町村（伊勢市、二見町、小俣町、玉城町、度会町、御薗村）で組織している伊勢度会環境衛生組合の広域行政事業として建設が進められてきたもので

完成した施設は、「年金積立金還元融資」を受けて建られ、鉄筋コンクリート造、一部二階建、病舎面積四七八・一三平方メートル（二階二三九・七七平方メートル二階一七四・二二平方メートル、渡り廊下六四・一五平方メートル）、病床数一五床（一階六床、二階九床）を有し、建設費七千四百二十九万円で完成しました。

主婦のパートと

所得税

最近は、パートで働く主婦が多くなっています。

そこで、パートによる収入と税金の関係ですが、パート収入は、通常、給与所得になりますから、年収七十万円以上であれば、ご主人は「配偶者控除」が受けられます。

山田赤十字病院に委託されま

す。

しかし、年収が七十九万円を超えると、配偶者控除が受けられないばかりでなく、主婦自身のパート収入にも税金がかかることがあります。

詳しいことは、伊勢税務署から町民のみなさんのご理解

母子健康センター 4月から

助産部門を休止

昭和三十一年に建設されました

私たちは毎日の生活の中で、内容などによります。

いろいろな文書を作ったりも

例え、「請求書」「相済書」などと書いたもの

らつたりします。

このような文書の中には、請求した金額を受取ったという事実を証明するもの

印紙税などのように、印紙税がかかるものがあり、これら

の文書を作った人が、その文

書類を作りました。

母子健康センターの業務のうち助産部門を、四月一日から休止いたしました。

この施設は、地域のみなさんに利用されてきましたが、二十年余り経過し、老朽化が激しく、また、周辺四町村を含む伝染病隔離体制の整備充実をはかることから、一市五か町村（伊勢市、二見町、小俣町、玉城町、度会町、御薗村）で組織している伊勢度会環境衛生組合の広域行政事業として建設が進められてきたもので

あります。また、金出生者の九割近くあらざいました自宅分娩が皆無になりました。町民の母子衛生の認識と衛生思想の普及高揚に貢献してきました。

和三十八年度にはゼロに達し、また、金出生者の九割近くあらざいました自宅分娩が皆無になりました。町民の母子衛生の認識と衛生思想の普及高揚に貢献してきました。

和五十三年度には二名という結果でした。このような減少傾向の背景を考えてみますと、

領収書や契約書と印紙税

書に定められた額の収入印紙を貼り消印して納めます。印紙税かかる文書は、特定の事項が記載されている文書で、税額もそれぞれ異なります。印紙税がかかる文書かどうかの判断は、文書かどうかの判断は、文書の標題や名称に関係なくその

出産、育児と母子保健指導に利用され、その機能を十分発揮してきました。その成果として、当時伊勢保健所管内で乳児死亡率が高かったのでありました。昭和三十八年度にはゼロに達し、また、金出生者の九割近くあらざいました自宅分娩が皆無になりました。町民の母子衛生の認識と衛生思想の普及高揚に貢献してきました。

一面、助産部門の利用状況をみますと、昭和三十八年度を境として急激に減少し、昭和五十三年度には二名という結果でした。このような減少傾向の背景を考えてみますと、

町内出生者の減少をはじめ、生活環境の変化と交通網の発達によって町外の病院等へ通院がはかられたことや産科医のない本町では、突発する緊急事態に対応できる内容が充実されていないことがあります。

このような現状から、助産部門の休止にいたった訳でありますが、今後のセンターの利用は、保健指導部門の強化と母子保健事業に加えて、幅広い各種衛生事業の場として活用していく方針があります。

また、「了」と書いたもの

は、請求した金額を受取ったという事実を証明するもの

印紙税がかかります。

また、仮領収書や覚書、念

農業者年金に 加入しましょ

加入しましょ

時効完成保険料も

特例納付で

農業者年金事業は、一定の要件を満す農業者を被保険者とし、被保険者が老齢に達して経営移譲をした場合に、保険料を納めた期間に応じた経常讓年金を六十歳から（六十年後）に経営移譲したときは、その時から支給するとともに、六十五歳以後は、六十五歳

になるまでの間の十分の一の額の経営移譲年金を加算して農業者老齢年金が支給されます。

これから加入して

保険料を納めるには

農業者年金事業は、一定の要件を満す農業者を被保険者とし、被保険者が老齢に達して経営移譲をした場合に、保険料を納めた期間に応じた経常讓年金を六十歳から（六十年後）に経営移譲したときは、その時から支給するとともに、六十五歳以後は、六十五歳

町議会議員選挙の日程など決る

（昭和五十六年五月九日開催）

町選挙管理委員会では、五月九日会議を開き、来る七月十日で任期満了となる町議会議員の選挙日程などを、次のとおり定めました。

▽立候補予定者に対する説明会

六月十八日（月）
六月二十日（水）
六月二十一日（木）
六月二十四日（日）
六月二十五日（月）

▽立候補届出書類の事前審査

六月二十日（水）
六月二十一日（木）
六月二十四日（日）
六月二十五日（月）

▽告示

六月二十四日（日）

▽立候補の届出締切り

六月二十五日（月）

▽投票日

七月一日（日）

※くわしくは、選挙管理委員会へおたずねください。

合わせください。
※くわしくは、農業委員会ま
たは農業協同組合にお問い合わせください。

結びつくことになるわけです。
▼この特例措置で納めること
のできる人

(1) 現に加入している当然加入者と任意加入者。

(2) かつて当然加入者または、任意加入者として加入し、その後、資格を喪失している人。

(3) 昭和五十一年六月三十日以前の期間について、当然加入資格者（大正五年一月二日以降生れで、自分名義の農地等が五十アール以上ある経営主）でありながら今まで加入手続きをしていない人。

▼納めることのできる過去の期間と納める額

会社や官庁に長く勤めて、厚生年金や共済組合などから任意加入できます。

満たしている人が、六十歳までに退職したら、国民年金に任意加入できます。

ですから、厚生年金に二十年以上加入してきた男の人が、たとえば五十五歳で、会社を退職した場合、国民年金に

任意加入すれば、厚生年金などの年金のほかに、国民年金の年金が老後に支払われる

ことになり、老後の収入が増えます。

どれだけ多く受けられるかといえば、国民年金を一年納めます。

六十歳からは厚生年金の老齢年金を受け、六十五歳からは、

さらに国民年金の通算老齢年金（五年納付分、年約九万円）をも、合わせて一生受けられ

年金二つ受け収入増を

退職したら国民年金へ

年金二つ受け収入増を

るのです。

任意加入が早く、納付月数が多ければ多いほど、年金は多くなりますから、退職したら、一日でも早く国民年金に任意加入しましょう。

上半期交通事故

巡回相談

▼相談日（第一、三木曜日）

54年 6月 7日
7月 5日
8月 2日
9月 6日
10月 20日

（相談日が祝祭日の時は、
その前日又は翌日）

午前 10時～午後 3時

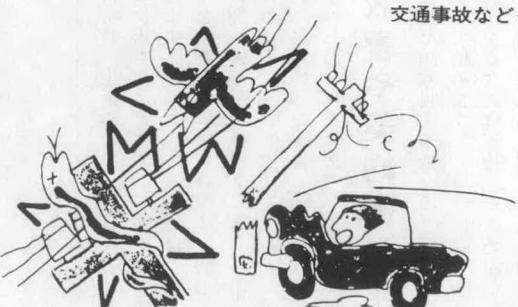
▼受付期間

鳥、蛇、
交通事故など…

電気も、とまる

ことがあります。

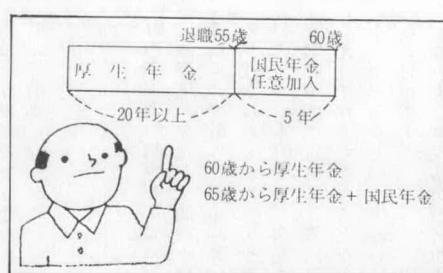
鳥、蛇、
交通事故など…



停電が終り電気が送られてくると危険な電気器具があります。停電が終ったときのことを考えスイッチを切っておく習慣をつけましょう。

県交通事故相談員

伊勢市役所公害交通事故課





交通事故

不幸にして交通事故で、負傷を負い、また一生不具者となるケースは少なくなく、当事者双方にとってこれほど悲惨なものはありません。その治療費、休業保障、慰謝料等について、第三者（加害者）が被害者に對して損害賠償責任を負うことは、民法上当然の義務とされています。

したがって医療費は、本来なら加害者が直接お医者さんに支払うべきものです。

ところが現実には、加害者と話し合いかなかつたり、加害者に金の持ち合せがなかつたりする場合には、国民健康保険で治療を受けることは差しつかえありません。しかし、この場合、医療費

国保だより

交通事故にあつたら

必ず届出を!!

きは「第三者行為による被害届」を提出しなければなりません。

△国民健康保険証

△印かん

△交通事故証明書

△届け出に必要な書類など

（そろわないときは、後日でもよい）

商工業者のみなさん 金融税務等の相談は 商工会へ

た場合、示談を結ぶ前に、必ず町民課国民健康保険係へ届け出してください。それが、医療費のムダ使い

を防ぎ、皆様方の納めていた保険税の節約につながるわけです。

交通死亡事故が激増

県下の交通事故による死者は、三月に急増しましたが、四月、五月に入つても依然増加しています。

このため、警察では第三次緊急対策を実施し、死亡事故抑止に努力しております。

事故の原因はいろいろありますが、基本的には交通ルールが守られていないことです。一人ひとりが定められた「基本ルール」を守つて事故を起さないよう十分注意してください。

特に、横断は手をあげて横

歩道を渡つてください。
●車の直前直後の横断は危険ですから絶対やめましょう。
●交差点・曲り角から飛び出さないで一旦止つてください。
●信号は正しく守つてください。
●自転車の二人乗り、無灯火運転はやめましょう。
●お母さんは、ご主人や家族のみなさんと絶えず「愛の声」をかけて、交通安全の手本になつて、家庭から交通事故を出さないようにしまし

行政相談委員に 橋本敬氏

毎週木曜日～小川郷地区
内城田地区
中川地区

（相談内容）

①設備資金・店舗、作業所、機械等購入の調査と指導

②運転資金・仕入商品、資金繰り等の経営相談と指導

③労働保険、取引、市場調査等の相談と指導

④記帳、決算、青色申告法人成り等の相談と指導

⑤窓口相談

（相談日）

有線三五九七番
公社内城田(2)二二六番

度会町中之郷一、二四七番地
電話番号

西岡力

正夫

久八

作野真次

杉本健一

奥川利治

中谷隆雄

伊藤信雄

中北一男

村山正男

藤原信一郎

岡村勘一

伊藤博司

栗原泰雄

當津滋樹

葛原建吾

牧戸昌美

大野木泰雄

棚橋滋樹

立岡清一郎

坂井重郎

立花井倉

大久保敏男

小林良己

木村泰雄

西田滋樹

葛原建吾

葛原建吾

坂井昌美

中村幸裕

飯田辰雄

西田昌美

葛原建吾

坂井重次

堀本富二雄

北村晴美

中井節生

新区長さん

区長名

字名

注連指

表

でんでん

◆退職＝三月三十一日付
浜井 多平
山本 裕子

◆異動＝四月一日付
（総務課）

お子さまの持ち物に
電話番号を

「あなた、まだどこかへ置いてきたの」と叱るまえ
にお母さま、お子さまの持ちものには、電話番号を書
いてあげてください。

とくに新入学のお子さまは、新しい生活になれるま
で大変です。

やさしいお母さんの、ちょっとした心づかい、忘
れものをしたとき、いち早く知らせが届くことでしょう。

電話のむこうはどんな顔――

(伊勢電報電話局)

町職員の人事異動



役場の機構が一部改められ、これに伴う町職員の人事異動が四月一日付けで次のとおり発令されました。

(一) 内は旧所属課等

▼財政係長＝西村 康（総務課）
▼企画係長＝中田清彦（総務課）▼繩手一郎（税務課）

▼税務係長＝川合博治（税務課）▼浦田泰宏（住民課）▼西村 肇（住民課）

▼町民課長＝亀田 達（住民課長）▼福祉係長＝大野幸茂

▼産業係長＝前田年弘（税務課係長）▼喜多嘉正（総務課）

▼建設課長＝山根勝己（土木課長）▼坂本 裕（土木課長）

▼土木係長＝大西藤生（土木課係長）▼耕地係長＝舟瀬正之助（産業課係長）▼西村昌平（産業課）▼辻井茂喜（土木課）▼坂本 裕（土木課長）

県政モニターに

石神仁司さん

県の施策に関する県民の意見や要望などを県政に反映させ、また、県民の県政に対する参加意識を高めるための県政モニターに、本町から石神仁司さん（栗原）が委嘱されました。

お知らせ版



（住民課係長）▼住民係長＝藤田芳夫（産業課）▼北村征四郎（環境衛生課）▼藤田幸廣（住民課）▼岡村 久（環境衛生課）▼田辺たま（住民課）▼池山三千子（棚橋保育所）▼谷口訓子（住民課）▼西岡富子（教育委員会）▼御村淑子（環境衛生課）▼久保静代（環境衛生課）▼村林恵利子（住民課）

▼環境施設課長＝竹田透乗（環境施設課長）▼加藤昌紀（環境衛生課係長）

▼環境衛生課長＝岡村和重（土木課）▼高橋伸雄（環境衛生課）▼山下久美子（産業課）

▼環境施設課長＝竹田透乗（環境施設課）

▼産業課（産業課）

▼建設課（建設課）

▼税務課（税務課）

▼企画係長＝中田清彦（総務課）

▼総務課（総務課）

▼税務係長＝川合博治（税務課）▼浦田泰宏（住民課）▼西村 肇（住民課）

▼町民課長＝亀田 達（住民課長）▼福祉係長＝大野幸茂

▼建設課長＝山根勝己（土木課長）▼坂本 裕（土木課長）

▼土木係長＝大西藤生（土木課係長）▼耕地係長＝舟瀬正之助（産業課係長）▼西村昌平（産業課）▼辻井茂喜（土木課）▼坂本 裕（土木課長）

戸籍の窓

おめでた

○一月中に届出のもの

○三月中に届出のもの

○四月中に届出のもの

○二月中に届出のもの

○三月中に届出のもの

○四月中に届出のもの

○二月中に届出のもの

○三月中に届出のもの

○四月中に届出のもの

○二月中に届出のもの

西田 憲一	岩夫	長男	牧戸
河邑久仁香	博幸	長女	麻加江
西田 容子	英紀	長女	栗原
牧田 幸子	一生	長女	栗原
大喜多研一	幹夫	長男	和井野
森本麻記子	博	長女	和井野
田畠 恵子	正明	二男	和井野

○一月中に届出のもの

西田 憲一	岩夫	長男	牧戸
河邑久仁香	博幸	長女	麻加江
西田 容子	英紀	長女	栗原
牧田 幸子	一生	長女	栗原
大喜多研一	幹夫	長男	和井野
森本麻記子	博	長女	和井野
田畠 恵子	正明	二男	和井野

おくやみ

○二月中に届出のもの

西田 憲一	岩夫	長男	牧戸
河邑久仁香	博幸	長女	麻加江
西田 容子	英紀	長女	栗原
牧田 幸子	一生	長女	栗原
大喜多研一	幹夫	長男	和井野
森本麻記子	博	長女	和井野
田畠 恵子	正明	二男	和井野

○一月中に届出のもの

西田 憲一	岩夫	長男	牧戸
河邑久仁香	博幸	長女	麻加江
西田 容子	英紀	長女	栗原
牧田 幸子	一生	長女	栗原
大喜多研一	幹夫	長男	和井野
森本麻記子	博	長女	和井野
田畠 恵子	正明	二男	和井野

○二月中に届出のもの

西田 憲一	岩夫	長男	牧戸
河邑久仁香	博幸	長女	麻加江
西田 容子	英紀	長女	栗原
牧田 幸子	一生	長女	栗原
大喜多研一	幹夫	長男	和井野
森本麻記子	博	長女	和井野
田畠 恵子	正明	二男	和井野

○一月中に届出のもの

西田 憲一	岩夫	長男	牧戸
河邑久仁香	博幸	長女	麻加江
西田 容子	英紀	長女	栗原
牧田 幸子	一生	長女	栗原
大喜多研一	幹夫	長男	和井野
森本麻記子	博	長女	和井野
田畠 恵子	正明	二男	和井野

（住民課係長）▼住民係長＝藤田芳夫（産業課）▼北村征四郎（環境衛生課）▼藤田幸廣（住民課）▼岡村 久（環境衛生課）▼田辺たま（住民課）▼池山三千子（棚橋保育所）▼谷口訓子（住民課）▼西岡富子（教育委員会）▼御村淑子（環境衛生課）▼久保静代（環境衛生課）▼村林恵利子（住民課）

▼環境施設課長＝竹田透乗（環境施設課長）▼加藤昌紀（環境衛生課係長）

▼環境衛生課長＝岡村和重（土木課）▼高橋伸雄（環境衛生課）▼山下久美子（産業課）

▼環境施設課長＝竹田透乗（環境施設課）

▼産業課（産業課）

▼建設課（建設課）

▼税務課（税務課）

▼企画係長＝中田清彦（総務課）

▼総務課（総務課）

▼税務係長＝川合博治（税務課）▼浦田泰宏（住民課）▼西村 肇（住民課）

▼町民課長＝亀田 達（住民課長）▼福祉係長＝大野幸茂

▼建設課長＝山根勝己（土木課長）▼坂本 裕（土木課長）

▼土木係長＝大西藤生（土木課係長）▼耕地係長＝舟瀬正之助（産業課係長）▼西村昌平（産業課）▼辻井茂喜（土木課）▼坂本 裕（土木課長）

（住民課係長）▼住民係長＝藤田芳夫（産業課）▼北村征四郎（環境衛生課）▼藤田幸廣（住民課）▼岡村 久（環境衛生課）▼田辺たま（住民課）▼池山三千子（棚橋保育所）▼谷口訓子（住民課）▼西岡富子（教育委員会）▼御村淑子（環境衛生課）▼久保静代（環境衛生課）▼村林恵利子（住民課）

▼環境施設課長＝竹田透乗（環境施設課長）▼加藤昌紀（環境衛生課係長）

▼環境衛生課長＝岡村和重（土木課）▼高橋伸雄（環境衛生課）▼山下久美子（産業課）

▼環境施設課長＝竹田透乗（環境施設課）

▼産業課（産業課）

▼建設課（建設課）

▼税務課（税務課）

▼企画係長＝中田清彦（総務課）

▼総務課（総務課）

▼税務係長＝川合博治（税務課）▼浦田泰宏（住民課）▼西村 肇（住民課）

▼町民課長＝亀田 達（住民課長）▼福祉係長＝大野幸茂

▼建設課長＝山根勝己（土木課長）▼坂本 裕（土木課長）

▼土木係長＝大西藤生（土木課係長）▼耕地係長＝舟瀬正之助（産業課係長）▼西村昌平（産業課）▼辻井茂喜（土木課）▼坂本 裕（土木課長）

（住民課係長）▼住民係長＝藤田芳夫（産業課）▼北村征四郎（環境衛生課）▼藤田幸廣（住民課）▼岡村 久（環境衛生課）▼田辺たま（住民課）▼池山三千子（棚橋保育所）▼谷口訓子（住民課）▼西岡富子（教育委員会）▼御村淑子（環境衛生課）▼久保静代（環境衛生課）▼村林恵利子（住民課）

▼環境施設課長＝竹田透乗（環境施設課長）▼加藤昌紀（環境衛生課係長）

▼環境衛生課長＝岡村和重（土木課）▼高橋伸雄（環境衛生課）▼山下久美子（産業課）

▼環境施設課長＝竹田透乗（環境施設課）

▼産業課（産業課）

▼建設課（建設課）

▼税務課（税務課）

▼企画係長＝中田清彦（総務課）

▼総務課（総務課）

▼税務係長＝川合博治（税務課）▼浦田泰宏（住民課）▼西村 肇（住民課）

▼町民課長＝亀田 達（住民課長）▼福祉係長＝大野幸茂

▼建設課長＝山根勝己（土木課長）▼坂本 裕（土木課長）

▼土木係長＝大西藤生（土木課係長）▼耕地係長＝舟瀬正之助（産業課係長）▼西村昌平（産業課）▼辻井茂喜（土木課）▼坂本 裕（土木課長）

（住民課係長）▼住民係長＝藤田芳夫（産業課）▼北村征四郎（環境衛生課）▼藤田幸廣（住民課）▼岡村 久（環境衛生課）▼田辺たま（住民課）▼池山三千子（棚橋保育所）▼谷口訓子（住民課）▼西岡富子（教育委員会）▼御村淑子（環境衛生課）▼久保静代（環境衛生課）▼村林恵利子（住民課）

▼環境施設課長＝竹田透乗（環境施設課長）▼加藤昌紀（環境衛生課係長）

▼環境衛生課長＝岡村和重（土木課）▼高橋伸雄（環境衛生課）▼山下久美子（産業課）

▼環境施設課長＝竹田透乗（環境施設課）

▼産業課（産業課）

▼建設課（建設課）

▼税務課（税務課）

▼企画係長＝中田清彦（総務課）

▼総務課（総務課）

▼税務係長＝川合博治（税務課）▼浦田泰宏（住民課）▼西村 肇（住民課）

▼町民課長＝亀田 達（住民課長）▼福祉係長＝大野幸茂

▼建設課長＝山根勝己（土木課長）▼坂本 裕（土木課長）

▼土木係長＝大西藤生（土木課係長）▼耕地係長＝舟瀬正之助（産業課係長）▼西村昌平（産業課）▼辻井茂喜（土木課）▼坂本 裕（土木課長）